

川越市公共調達の基本理念

[平成28年10月11日市長決裁]

市は、物品、工事又は製造の請負に係る成果物、役務等を外部から調達して事業を運営している。これらの公共調達は、市民・事業者の福祉の増進及び地域経済の健全な発展に資することを目的として、次の基本理念のもとにおいて行う。

1 市民ニーズに応え、かつ、計画性のある公共調達

市民ニーズに応え、かつ、計画的な発注を行い、良質な社会インフラ及び市民サービスを提供する。

市は、様々な市民ニーズに応えるための計画や施策に基づいた事業を実施しており、事業を実施するに当たっては、様々な物やサービスを調達して行政を運営している。調達は具体的に行政を運営するための手段の一つであり、行政サービスを提供するための重要な要素であることに鑑み、調達手続の透明性や公正性を確保したうえで、適切な入札及び契約の方法を用いて、より質の高い公共調達に努める。

また、受注者の受注予測を可能にするため、年度内に発注する工事、業務委託等の調達に係る件名その他の概要、入札時期等を「発注見通し」としてあらかじめ公表し、計画的な発注に努め、良質な社会インフラの整備又は維持管理に資するものとする。

2 公正な競争と適正な手続の確保

調達目的物（役務の提供を含む。）の特性や規模を踏まえた入札及び契約の方法を選択するとともに、公正な競争を害する要因の排除を強化する。また、受注者（受注しようとする者を含む。）に対する入札及び契約に関する情報提供を充実させることにより、公正な競争条件を確立するとともに、適正な手続の確保を図る。

入札は、調達目的物に係る契約の履行を的確に行うことのできる能力を有する受注者を確実に選定するための手続である。この手続を適正に行うため、市と受注者の双方が、次の取組みを行うことにより、公正な競争条件の確立と適正な手続の確保を図る。

- (1) 市は、発注案件の性質等に応じて適切な入札及び契約の方法を選択し発注することにより、受注能力のある者を的確に選定するよう努める。また、公平・公正な競争条件のもとで落札者を決定するために、不当な低価

格で入札するダンピングを防止し、不正行為を行った者、社会保険の未加入など法令を遵守しない者、反社会的な勢力が関係する者など、公正な競争を害するこれらの者への対策を強化するものとする。更に、競争の結果、落札者とならなかった者等に対する情報の提供を充実させるものとする。

- (2) 受注者は、市が行う取組みの目的を共有し、法令その他入札・契約制度の諸ルールを遵守するとともに、誠実に競争へ参加するものとする。

3 信頼性の確保

情報の公表、手続の過程及び結果のチェック体制の強化、不正行為に対する措置の強化等を図ることにより透明性及び公正性を向上させ、もって市民・事業者の信頼の確保を図る。

入札及び契約の手続は、市民・事業者の信頼があって成り立つものであり、それをその過程及び結果において常に確保するため、市と受注者双方がこの認識を共有し、次の取組みを行うものとする。

- (1) 市は、入札参加資格、入札参加業者名・入札金額、落札業者名・落札金額、契約の相手方の業者名・契約金額等の情報を公表する。また、入札及び契約の手続の過程並びに結果について第三者から監視を受けるとともに、指摘を受けた場合には、その趣旨に沿った改善の措置等を速やかに講じるものとする。更に、公正な入札を害する行為その他の不正行為及び法令違反を行った者に対しては、入札参加資格を停止する措置を厳正に行うものとする。
- (2) 受注者は、市が行う取組みの目的を共有し、法令その他入札・契約制度の諸ルールを遵守するとともに、誠実に競争へ参加するものとする。

4 社会的な継続性を確保

公共調達の手続きの中長期的な育成・確保に取り組むことにより、現在及び将来の公共財産等調達目的物の品質維持・向上を図り、もって持続可能な社会の構築に寄与する。

社会インフラ等の維持更新時代に対応した適正な公共調達を行い、現在及び将来の公共財産等の品質維持・向上を図るため、市と受注者の双方が協力して次の課題に取り組む、持続可能な社会の構築に寄与する。

- (1) 市は、発注に際し、市場価格を反映した適切な予定価格を定めるとともに、調達目的物の低品質化や労働環境の悪化をもたらすダンピング受注の防止を強化し、更に、受注予測を可能にする計画的な発注、履行期間の設定及び設計変更（変更契約の締結）について適切に対処するものとする。

- (2) 受注者は、適正な額の請負代金での下請契約の締結を徹底するとともに、技術的能力の向上、担い手の育成・確保、担い手の労働環境の改善等に努めるものとする。

5 地域社会の発展への寄与

公共調達を通じて、地域を支える地元企業の発展を推進するほか、福祉への配慮、環境への配慮、労働者福祉の向上への配慮、災害時の対応等安全確保への協力その他市における政策実現に貢献することにより、地域社会の発展に寄与する。

将来にわたり真の豊かさを追求し、地域社会の発展に寄与するため、市と受注者の双方が、次の取組みを行う。

- (1) 市は、調達目的物の規模、性質、受注者の能力等を考慮したうえで、地域経済の活性化等のために市内業者が優先的に入札に参加できるようにする地域優先発注を行うとともに、現状を踏まえ必要に応じて、受注者の地域社会への貢献（高齢者・障害者への配慮、環境への配慮、労働者福祉の向上への配慮、災害時の対応等安全確保への協力その他市における政策実現への貢献）の度合いを考慮した、契約の相手方選定における優遇等について考慮するものとする。
- (2) 受注者は、市が行う取組みの目的を共有し、協力するよう努めるものとする。